

# 八尾シティネットデジタルサイネージ広告放映サービス利用規約

## 第1条（目的）

- 1 本規約は、八尾シティネット株式会社（以下「当社」という。）が提供する「八尾シティネットデジタルサイネージ広告放映サービス」（以下「本サービス」という。）をご利用いただく際の諸条件を定めたものです。
- 2 当社は、本サービスの利用に関して、本規約のほか各サービスの利用に関する特約、その他本規約の下位規約、ガイドライン等を定めることがあり、これらを本規約の一部として本サービスを利用する際に適用し、それらを称して以下「本規約等」とします。
- 3 本サービスに利用申し込みを完了した時点で本規約等に同意したものとみなします。

## 第2条（定義）

本規約上で使用する用語を次のとおり定義します。

- (1) 広告放映サービス ～ 当社が所有するデジタルサイネージに、利用者が購入した広告枠に利用者が申請し当社が承認した静止画データ又は動画データ（以下「データ」。）を当社が放映するサービスを総称したものの
- (2) 利用者 ～ 当社に利用を申請し、当社が承認した本サービスを利用する事業者
- (3) 承認 ～ 当社が利用者より提出されたデータを審査し、承認と判断したものについて、当該データを放映することを可とする行為
- (4) 広告枠 ～ デジタルサイネージに設定された画像の表示時間の最小分割単位

## 第3条（サービス内容）

- (1) 利用場所 「近鉄八尾駅東」「近鉄山本駅中央」「近鉄山本駅北」「近鉄高安駅東」の各自転車駐車場  
「JR 八尾駅東」「JR 志紀駅南」「志紀駅前」の各自転車駐車場  
「地下鉄八尾南駅」「地下鉄八尾南駅北」の各自転車駐車場
- (2) 利用時間 全日 6:30 ～ 22:00
- (3) 利用内容 放映枠 1 枠 15 秒 最低放映回数 30 分に 1 回
- (4) 利用料金 別表のとおり
- (5) 契約期間 月契約 月単位の 1 か月契約

## 長期契約 6カ月若しくは1年

### 第4条（利用申し込み）

- 1 本サービスの利用を希望する者（以下「利用希望者」）は、本規約に同意したうえで所定の方法で利用の申込を行ってください。
- 2 当社は、利用者希望者から本サービスの利用申込書の提出を受け、当社所定の審査を行った結果、これを承諾したときに利用希望者との間で本サービスの利用に係る契約が成立したものとします。
- 3 当社は、利用希望者が次の各号のいずれか一つに該当する場合、当社の判断により利用申し込みを承諾しないことがあります。
  - ① 利用希望者が、当社の定める方法によらず利用申し込みを行った場合
  - ② 利用希望者が、過去に本規約等に違反したことを理由に利用拒絶を受けた者である場合
  - ③ 利用希望者が、第三者情報等虚偽の内容で申請する等、不正な手段をもって申請している場合
  - ④ その他当社が不適切と判断した場合

### 第5条（利用手続き）

- 1 広告放映サービスの利用承諾を得た者（以下「利用者」という。）は、当社が定める手続きにより本サービスを利用します。
- 2 利用者は、本サービスで放映を希望するデータを提出し、当社は提出を受けたデータを審査し、承認の有無を利用者に通知します。
- 3 利用者は、本規約等の内容を承諾し、利用料金全額を支払期限までに当社指定振込先に入金することで、本契約に合意する意思表示をしたものとして、本契約は成立します。なお、振込手数料は利用者の負担とします。
- 4 入金確認が完了すれば、翌月初から放映を開始いたします。
- 5 入金後の利用料金については、原則返金はいたしません。但し、天災、設備不良等により、一定期間放映できない状況が発生した場合は、個別に対応いたします。

### 第6条（契約更新、料金支払い）

- 1 月契約は、月単位の「1か月契約」で、解約の申出がない限り、翌月以降は自動更新とします。
- 2 翌月への更新に際しては、毎月25日までに翌月利用料金を振り込むものとします。
- 3 長期契約は、月単位の「6か月契約」若しくは「1年契約」とし、年額前払いとします。

### 第7条（データの取扱い）

- 1 利用者は、第三者の著作権、名誉権及びプライバシー権等の権利を侵害することのないよう、データ制作を行ってください。インターネット、テ

レビ雑誌、書籍等の各種情報媒体からの無断転用は禁止します。但し、権利保有者の許諾を得た場合は、この限りではありません。

- 2 利用者の放映データに関する著作権、その他一切の知的財産権は、利用者に帰属するものとします。

#### 第8条（禁止行為）

- 1 当社は、利用者が不正な目的をもって本サービスを利用することを禁止します。
- 2 利用者に対し、次に掲げる内容の放映を禁止します。
  - ① 法令（条例を含む）、裁判所の判決、決定若しくは命令、または法令上拘束力のある行政措置への違反となるもの
  - ② 公序良俗に反するもの、社会的通念上放映できないと認めるもの及び誹謗中傷を内容とするもの
  - ③ 反社会的勢力に対する利益供与、その他の協力となるもの
  - ④ 犯罪や不法行為、危険行為に属する内容及びそれらを教唆、幫助するおそれのあるもの
  - ⑤ 虚偽、誇大な表現により、明らかに視聴者に不利益や不安を与えるおそれのあるもの及び事実と反する又は存在しないことが社会通念上明らかであるもの
  - ⑥ 第三者の権利および財産に損害を与えるおそれのあるもの、又は第三者を身体的、心理的に傷つけるおそれのあるもの
  - ⑦ 政治活動や政治的、思想的意図のあるもの
  - ⑧ 宗教活動や宗教的意図のあるもの
  - ⑨ 医師法、薬事法等の法令に反するもの及び非科学的や医学的根拠のないもの、医学的偏見があり誤解を招くおそれのあるもの
  - ⑩ わいせつ、児童ポルノ又は児童虐待にあたるおそれのある画像、文言
  - ⑪ 風俗営業関連（パチンコ、雀荘、キャバレー等）、金融関連商品（消費者金融、投資商品等）、賭博・ギャンブルに係るもの及びタバコ、酒類に関する商品
  - ⑫ その他、当社が不適切と判断するもの

#### 第9条（利用者の制限）

次に掲げる事業者は、本サービスを利用できません。

- ① 反社会的勢力及びこれに与する事業者
  - a 暴力団、暴力団員・準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標榜ゴロ、政治活動標榜ゴロ、特殊知能暴力集団又は半グレ集団等（以下「暴力団員等」）
  - b 暴力団員等が経営に実質的に関与している又は経営を支配していると認められる関係を有していること

- c 暴力団員等に対して資金を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められること
- d 役員又は実質的に経営に関与している者が、暴力団員等と社会的非難をされるべき関係を有していること
- ② 法令又は条例の規定に違反し、または違反するおそれがある事業者
- ③ ギャンブル性を有する等、青少年健全育成の観点から不適切な事業者
- ④ 社会的問題を起こしている業種、事業者
- ⑤ 風俗営業、消費者金融、たばこ販売、酒類販売、法律に定めのない医療類似行為を行う事業者
- ⑥ 民事再生法及び会社更生法による構成・更生手続き中の事業者
- ⑦ 行政機関から行政指導を受け、改善がなされない事業者
- ⑧ その他社会的な信頼性及び公平性を損なう等、当社が判断した事業者

#### 第10条（免責）

- 1 利用者の広告出稿に伴う論議・紛争、その他のトラブルについて、当社は一切責任を負わないものとします。
- 2 当社は、本サービスを利用したことにより直接的又は間接的に利用者が発生した損害について、一切賠償責任を負いません。
- 3 当社は、本サービス提供のために整備するハード・システムの不具合、又は緊急の点検等のため放映できない場合であっても、そのことにより利用者が生じた損害の賠償はいたしません。
- 4 第三者から放映中止の依頼があった場合、当社の判断で中止の可否を決定できるものとし、これにより生じた一切の責任について当社は責任を負わないものとします。
- 5 第1項から前項までの規定は、当社に故意または重過失がある場合には適用しません。
- 6 利用者は、本サービスの利用に関して他の利用者に損害を与えた場合又は第三者との間に紛争が生じた場合、自己の費用と責任において係る損害を賠償又は紛争を解決するものとし、当社には一切の迷惑や損害を与えないものとします。
- 7 本サービスで他の利用者が放映した情報の正確性について、当社は一切保証いたしません。当社は、本サービスで放映されている内容についての紛争及びトラブルについて一切の責任をおいしません。

#### 第11条（損害賠償）

- 1 利用者が本サービスの利用に関連して当社に損害を与えた場合は、利用者は当社に対して損害を賠償（訴訟費用及び弁護士費用を含む）するものとします。
- 2 利用者の行為により第三者から当社に損害賠償等の請求がなされ、当社

が当該第三者に対して損害賠償金を支払った場合には、利用者は、当該損害賠償金相当額を含め当社が紛争解決に要した一切の費用（弁護士費用及び逸失利益を含む）を支払うものとします。

#### 第12条（解除、解約）

- 1 利用者が、次の各号いずれかに該当したときは、当社は何ら催告することなく直ちに本サービスの利用に係る契約を解除するものとします。
  - ① 本規約の条項のいずれかに違反したとき
  - ② 破産手続開始、会社更生法手続開始若しくは民事再生手続開始の申立てがあったとき、または清算に入ったとき
  - ③ 利用者が、第10条の規定に定める事業者のいずれかに該当することが判明したとき
  - ④ 利用者が、自ら又は第三者を利用して、次の各号のいずれかに該当する行為を行ったとき
    - a 暴力的な要求や法的な責任を超えた不当な要求行為
    - b 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
    - c 風説の流布、偽計や威力を用いて当社の信用を毀損し、又は当社の業務を妨害する行為
    - d その他当社が定める諸規定に違反する行為
- 2 前項の規定により、当社が当該利用者との本サービスの契約を解除した場合においても、当社は既に支払われた利用料金は返金いたしません。
- 3 利用者は、契約期間途中に何らかの理由により解約する際は、毎月20日までに解約届を提出するものとします。この場合も、月契約では既に支払われた利用料金の返金を行わないものとします。長期契約の場合は、利用月数分を月契約料金に換算し残金を返金する。
- 4 当社は、前項に規定による解約届が提出されず、なお且つ支払期日までに翌月の利用料金が支払われない場合は、翌月以降の契約を解除します。

#### 第13条（規約の変更）

当社は、利用者の承認を得ることなく本規約等の内容を適宜改定することができるものとし、利用者が引き続き本サービスを利用する場合、変更後の規約等に従うものとします。

#### 第14条（協議）

本規約に定める事項について疑義が生じた場合又はこの契約に定めのない事項については、当社及び利用者が協議の上、定めるものとします。

#### 第15条（準拠、管轄裁判所）

- 1 本規約等の解釈及び履行については、日本国法に準拠します。
- 2 当社と利用者との間における訴訟については、大阪地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

別 表

利用料金

月契約 (基本設定)		1 駅	月額	5, 000円	
		2 駅	月額	8, 000円	
		3 駅	月額	12, 000円	
		4 駅	月額	16, 000円	
		5 駅以上	月額	20, 000円	
長期 契 約	6 か月	1 駅	年額	27, 000円	(月額 4,500円)
		2 駅	年額	42, 000円	(月額 7,000円)
		3 駅	年額	63, 000円	(月額 10,500円)
		4 駅	年額	84, 000円	(月額 14,000円)
		5 駅以上	年額	111, 000円	(月額 18,500円)
	1 年	1 駅	年額	48, 000円	(月額 4,000円)
		2 駅	年額	72, 000円	(月額 6,000円)
		3 駅	年額	108, 000円	(月額 9,000円)
		4 駅	年額	144, 000円	(月額 12,000円)
		5 駅以上	年額	180, 000円	(月額 15,000円)

※駅単位で放映

近鉄八尾駅	近鉄八尾駅東駐輪場
近鉄山本駅	近鉄山本駅中央駐輪場、近鉄山本駅北駐輪場
近鉄高安駅	近鉄高安駅東駐輪場
J R 八尾駅	JR 八尾駅東駐輪場
J R 志紀駅	JR 志紀駅南駐輪場、志紀駅前駐輪場
地下鉄八尾南駅	地下鉄八尾南駅駐輪場、地下鉄八尾南駅北駐輪場

計 9 施設